行政調査報告
日時 2013/01/16
調査先　東京都足立区
調査内容　ごみ屋敷対策
報告者　伊藤建治

概要

足立区では「足立区生活環境の保全に関する条例」を制定し、ゴミ屋敷対策に取り組んでいる。取り組みの特徴は、ゴミ屋敷の改善のための費用の一部を行政が負担することと、ゴミ屋敷の各家庭の問題を、横断的にサポートすることである。指導に従わない場合には、代執行の手続きもできるようにした。

経緯

道路管理上の問題から対応が必要な物件があったのだが、民有地内には手が出せず、問題解決ができない事例もあったために、条例整備に至った。2013 年 1 月 1 日時点での相談件数は１１８件、うち、対策中 77 件、条例施行を待たずに口頭指導で解決したのは 41 とのこと。

対応の進め方

苦情を受け付け、口頭指導により解決しない場合について対応を進める。

調査して、庁内連携で「生活環境適正化対策会議」を開催し、ケースごとに対策方針を決める。その後、医療、福祉、介護、生活困窮など、問題について具体的な対策のサポートを実施する。病気や認知症など、福祉の手続きが必要な場合でも、担当課に任せるのではなく、窓口になっている生活環境調整担当課が寄り添って手続きを進めるようにしている。

生活困窮が認められる場合は、家屋などの資産があっても生活保護が受けられるリバースもゲージの手続きも実施する場合もある。

一軒家などで、ゴミが庭先にまで散乱しているケースについては、周辺住民からの事情などで問題が発覚しやすいが、マンションやアパートなどの集合自由宅の室内がごみ屋敷になっているケースもある。多くの場合が前途の問題を抱えている可能径があり、多くのお宅を訪問するヘルパーや民生委員などにも、啓発し問題を見つけた場合には報告を得られるように取り組んでいる。

ごみ屋敷の撤去について

審議会で認定し指導勧告した事案については、処理費用の一部を補助する。

金額は一回を限度として、５０万円まで。所有者が自分で実施する場合は支援として、行政が所有者から委託を受けて実施する場合もある。また、町内会・自治会などが支援に入る場合、一人当たり半日 3000 円、一日 5000 円、一団体 5 万円を上限とするの謝礼金を交付する。

指導勧告の段階で撤去されない場合は、命令、代執行という手続きに入る。その際は費用補助は適応されない。代執行した場合の費用も所有者に請求される。

代執行という厳しい手続きについても仕組みを作ったが、指導勧告での解決を目指すものであり、この条例の設置目的ではないとのこと。

所感

ごみ屋敷の生活相談を受けて対応した経験もあるが、個人の財産に関して行政で対応することは難しく大変苦労をした。私が対応した事例も、生活の怠惰によってごみ屋敷になったのではなく、病的な嗜癖によって、物を収集してしまうという問題に起因していた。収集の結果、日常生活がままならないところまで家屋がゴミで埋もれてしまった。生活できなくなってしまったために、近隣のアパートを２室借り、その部屋もすべて同様にゴミで埋め尽くしてしまっていた。生活は完全に破たんしてしまっていて、最終的には健康被害まで生じていた。

目の前の事象はゴミの山であるが、それを撤去すれば問題解決するわけでなく、生活全般についてサポートの必要性があった。福祉制度や、介護制度など、病気や障がいには対応する制度があるが、それを利用できるようにするには、まずは目下のゴミを解決する必要があったし、それらを利用するにもサポートが必要だった。また、病的な嗜癖が起因しているので、すぐに同じ問題を抱えてしまうことは容易に想像ができ、継続的な支援が必要である。

足立区のように行政が横断的に所有者の生活支援まで視野に入れて取り組んでいることは、大変参考になったし、本市においても倣ってほしいと感じた。